

# 標章および表彰に関する規定

## 第1章 標章

第1条 日本勤労者山岳連盟(以下単に「労山」という)の標章の図柄は別図1の通りとする。

第2条 この連盟の標章の図柄は、理事会の承認を得ないで使用することができない。

## 第2章 表彰

第3条 連盟規約第28条に基づき評議会が必要と認めたときは、加盟団体および会員を総会で表彰する。

第4条 理事会は、評議会の委任のもとに、多年の活動により運動の前進に功績のあった者に栄誉功労章を贈り、表彰する。

1. 栄誉功労章の図柄は、別図2のとおりとする。

第5条 前条による地方連盟総括責任者の発議にかかるものは、その地方連盟の組織人員300名につき、2年間で年間1名以内とし、理事会の発議にかかるものは、必要の都度、必要人員とする。

第6条 この連盟は、名誉会員、顧問にその功績を讃えるため、名誉会員・顧問章を贈与する。

2. 名誉会員・顧問章の図柄は別図3のとおりとする。

付. 本規定は、1998年2月15日より施行する。